# IV 資料

# 1 仙台市天文台条例

昭和四三年三月三〇日 仙台市条例第五号 改正 昭和四五年一月条例第一号 昭和五一年三月条例第二三号 昭和五五年三月条例第二七号 昭和五八年三月条例第二号 昭和六三年一二月条例第一三二号 平成九年三月条例第六号 平成一九年一〇月条例第六一号

(設置)

第一条 天文科学に関する学習活動の支援を通じて、人間、地球及び宇宙のつながりについての市民の理解を深める ことを目的として、天文台を設置する。

(昭六三,一二・平一九,一〇・改正)

(名称及び位置)

第二条 天文台の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
仙台市天文台	仙台市青葉区錦ケ丘九丁目二十九番地の三十二

(昭四五,一・昭六三,一二・平一九,一〇・改正)

(事業)

第三条 天文台は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 天体観測の指導助言及びプラネタリウムによる天体現象の解説
- 二 天文科学に関する観測研究並びに資料の収集、保管及び展示
- 三 天文科学の普及啓発に関する行事の開催及び刊行物の発行
- 四 学校理科教育における天体の観察実習の指導助言
- 五 その他天文科学に関する知識の普及啓発に必要と認められる事業 (昭六三, 一二・平一九, 一〇・改正)

(観覧料)

第四条 天文台を利用しようとする者は、別表第一に定める観覧料を納入しなければならない。

- 2 市長は、別表第一に掲げる区分(特別展を除く。)の利用について、通用期間一年の定期観覧券を発行することができる。
- 3 前項の定期観覧券を発行する場合の観覧料は、五千円を超えない範囲内で市長が定める。

(平一九,一〇・全改)

(使用の許可)

第五条 別表第二に掲げる設備を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。
  - 一 公の秩序を乱すおそれがあるとき
  - 二 天文台の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき
  - 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めるとき

(平一九,一〇・全改)

(使用料)

第六条 設備の使用料は、別表第二に定めるとおりとする。

2 使用料は、前条第一項の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、使用料を別に定める納期限までに納入させることができる。

(観覧料等の返還)

第七条 既納の観覧料及び使用料は、返還しない。ただし、天災その他自己の責めによらない事由により利用し、又は使用することができないと市長が認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(観覧料等の減免)

第八条 市長は、特別の事由があると認めるときは、観覧料及び使用料を減免することができる。

(使用許可の取消し等)

- 第九条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消し、又は天文台の利用 を制限し、若しくは停止することができる。
  - 第五条第一項の許可を受けた者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき
  - 二 第五条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき

(指定管理者)

第十条 教育委員会は、天文台の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第 二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に天文台の管理を行わせることが できる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第十一条 前条の規定により指定管理者に天文台の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる 業務とする。
  - 一 第五条第一項の許可に関する業務
  - 二 第三条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
  - 三 天文台の維持管理に関する業務
  - 四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
- 2 前項の場合における第五条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第十二条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に天文台の管理を行わなければならない。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(昭和四三年五月規則第二一号で、昭和四三年五月一五日から施行)

附 則(昭四五.一・改正)抄

この条例は、昭和四十五年二月一日から施行する。

附 則(昭五一,三・改正)

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭五五,三・改正)

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五八,三・改正)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則(昭六三,一二・改正)抄

この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則(平九,三・改正)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

2 次項から附則第十三項までに定めるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前になされた使用の許可その他これに類する行為に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則(平一九,一〇・改正)

この条例は、市長が定める日から施行する。

(平成二〇年三月規則第五号で、平成二〇年七月一日から施行)

附 則(平三一,三・改正)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置の原則)

- 2 附則第四項及び第五項に定めるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前になされた使用の 許可その他これに類する行為(次項において「使用の許可等」という。)に係る使用料及び利用料金については、 なお従前の例による。
- 3 施行日以後になされた使用の許可等について、施行日前に使用の予約その他の使用の許可等に準ずるものとして 市長又は教育委員会が認める行為があった場合においては、当該行為を使用の許可等とみなして前項の規定を適 用することができる。

別表第一(第四条関係)

(平一九,一〇・旧別表・全改,平三一,三・改正)

区分			金額(一人につき)
常設展	展個人利用一般		六一〇円
		高校生	三五〇円
		中学生・小学生	二五〇円
	団体利用	一般	四八〇円
		高校生	二八〇円
		中学生・小学生	二〇〇円
プラネタリウム	個人利用	一般	六一〇円
		高校生	三五〇円
		中学生・小学生	二五〇円
	団体利用	一般	四八〇円
		高校生	二八〇円
		中学生・小学生	二00円

区分			金額(一人につき)
常設展・プラネタリウム	個人利用	一般	一, 000円
共通 共通		高校生	六一〇円
		中学生・小学生	四〇〇円
	団体利用	一般	八一〇円
		高校生	四八〇円
		中学生・小学生	三二〇円
天体観望会		一般・高校生	二〇〇円
		中学生・小学生	一〇〇円
特別展			三, 〇〇〇円を超えない 範囲内で市長 <b>が</b> 定める額

### 備考

- 一 団体利用とは、三十人以上の団体による利用をいう。
- 二 団体利用においては、三十人に一人の割合で無料とする。

## 別表第二(第五条,第六条関係)

(平一九,一〇・追加)

区分		金額(一回につき)
観察用 <b>望</b> 遠鏡	口径四十センチメートル	一, 000円
	口径二十五センチメートル	五〇〇円
	口径十八センチメートル	五〇〇円
	口径十五センチメートル	三〇〇円

# 2 仙台市天文台条例施行規則

昭和四三年五月一五日 仙台市教育委員会規則第八号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市天文台条例(昭和四十三年仙台市条例第五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二〇,四・改正)

(開館時間)

- 第二条 天文台の開館時間は、午前九時から午後五時まで(土曜日にあっては、午前九時から午後九時三十分まで)とする。ただし、条例第五条第一項の許可(第八条において「使用許可」という。)を受けた者については、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、天文台の開館時間を臨時に変更することができる。 (平二〇,四・全改)

(休館日)

- 第三条 天文台は、次の各号のいずれかに該当する日(以下「休館日」という。)は開館しない。
  - 一 水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「休日」 という。)に当たるときは、その直後の休日でない日)
  - 二 毎月第三火曜日(その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日)
  - 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(昭四六,四・平一四,一二・平一七,三・平二〇,四・平二五,八・改正)

(遵守事項)

- 第四条 天文台においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - 一 天文台の建物、設備若しくは資料等を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をしないこと
  - 二 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること
  - 三 許可を得ないで資料等の撮影、模写等をしないこと
  - 四 所定の場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと
  - 五 他の入館者に迷惑となる行為をしないこと
  - 六 承認を得ないで寄付金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと
  - 七 その他係員の指示に従うこと

(平二〇,四・全改)

(入館の制限等)

- 第五条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、天文台への入館を制限し、又は退館を命ずることができる。
  - 一 適当な指導者又は付添人のない満六歳未満の者
  - 二 泥酔者
  - 三 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となるおそれのある物を携帯し、又は動物(盲導犬その他教育委員会が必要と認めるものを除く。)を伴う者
  - 四 係員の指示に従わない者
  - 五 その他管理上支障があると認められる者

(平二〇,四・追加)

(観覧手続)

- 第六条 天文台を利用しようとする者は、条例別表第一に掲げる区分に応じた観覧券(定期観覧券を含む。第十条において同じ。)の交付を受け、展示室、プラネタリウム室又は大型望遠鏡観測室の入口においてこれを係員に提示しなければならない。
- 2 前項の観覧券は、観覧料の納入の際に交付する。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この 限りでない。

(平二〇,四・追加,平二八,三・改正)

(定期観覧券)

- 第七条 条例第四条第二項の定期観覧券に係る観覧料は、別表のとおりとする。
- 2 前条第二項の規定にかかわらず、定期観覧券の観覧料を納入した者は、定期観覧券に代えて引換券の交付を受けることができる。
- 3 前項の引換券は、他人に贈与することができる。
- 4 前条第二項の規定にかかわらず、引換券を有する者は、これと引換えに定期観覧券の交付を受けることができる。 (平二〇, 四・追加、平二八, 三・改正)

(使用許可の手続)

- 第八条 使用許可を受けようとする者は、使用申込書を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の使用申込書の受付は、使用日に行うものとする。
- 3 教育委員会は、使用許可をしたときは、使用許可証を交付するものとする。

(平二〇,四・追加)

(市長が必要と認めるときの使用料の納期限)

第九条 条例第六条第二項ただし書に規定する市長が必要と認めるとき及び別に定める納期限については、教育長が 定める。

(平二〇,四・追加)

(観覧料等の返還)

第十条 条例第七条ただし書の規定により既納の観覧料又は使用料(以下「観覧料等」という。)を返還するときは、 交付した観覧券、引換券又は使用許可証と引き換えに、観覧料等の全部又は一部を返還するものとする。

(平二〇,四・追加,平二八,三・改正)

(観覧料等の減免)

第十一条 条例第八条の規定により観覧料等の減免を受けようとする者は、減免申込書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が減免申込書の提出を必要としない事由があると認める者については、この限りでない。

(平一五,九・追加,平二〇,四・旧第五条繰下・改正)

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第十二条 条例第十条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第 三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に天文台の管理を行わせる場合における第五条及び第八条の規定 の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平二〇. 四・追加)

(実施細目)

第十三条 この規則の実施細目は、教育長が定める。

(平二〇,四・追加)

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(仙台市天文台管理規則等の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - 一 仙台市天文台管理規則(昭和三十五年仙台市教育委員会規則第五号)
  - 二 仙台市天文台処務規則(昭和三十五年仙台市教育委員会規則第六号)

附 則(昭四六,四・改正)

この規則は、昭和四十六年五月一日から施行する。

附 則(昭四七,三・改正)

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則(昭六二,九・改正)

この規則は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則 (平二,三・改正)

この規則は, 平成二年五月一日から施行する。

附 則 (平五,三・改正)

この規則は, 平成五年四月一日から施行する。

附 則(平一四,一二・改正)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平一五,九・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平一七,三・改正)

この規則は, 平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平二〇,四・改正)

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則 (平二五.八・改正)

この規則は, 平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平二八,三・改正)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

#### 別表 (第七条関係)

(平二〇,四・追加)

区分		金額(一人につき)
個人利用	一般	三, 000円
	高校生	一, 八〇〇円
	中学生・小学生	一, 二〇〇円

## 3 仙台市天文台望遠鏡機材占有利用に関する規約

## 第1章 総則

### 第1条(目的)

この規約は、仙台市天文台市民観察室に設置する観察用望遠鏡及び望遠鏡機材の利用(以下「占有利用」という。) に関して必要な事項を定め、占有利用の円滑な運用を行うことを目的とする。

#### 第2条(定義)

この規約において「望遠鏡機材」とは、仙台市天文台(以下「天文台」という。)が所有する次のものをいう。

- (1) 市民観察室設置観察用望遠鏡(①,②,③,④,⑤,⑥,)鏡筒及び架台(以下「望遠鏡」という。)
  - ① 40cm 反射赤道儀 ② 15cm 屈折赤道儀 ③アストロカメラ (ハイパーボライド)
  - ④アストロカメラ (BRC) ⑤ 15cm 大型双眼鏡 (40×150) ⑥ 15cm 大型双眼鏡 (25×150)
- (2) 望遠鏡制御機器
- (3) 望遠鏡に装着して用いることができるカメラ、観測装置等すべての機材

## 第2章 望遠鏡利用資格

#### 第3条(望遠鏡を利用できる者)

望遠鏡を利用できる者は、満20歳以上で、屈折望遠鏡及び反射望遠鏡の基本的な仕組み(経緯台・赤道儀等の架台形式を含む)を理解し、組み立て操作できる者であって、仙台市天文台長(以下「天文台長」という。)が認定する次のいずれかの望遠鏡利用ライセンス所持者とする。

- (1) 望遠鏡利用ライセンスA(以下「ライセンスA」という。)
- (2) 望遠鏡利用ライセンスB(以下「ライセンスB」という。)

## 第4条(ライセンス A)

- 1 前条のライセンス A は、次に掲げる目的で利用できる資格とする。
- (1) 天体観望
- (2) 望遠鏡本体に取り付けたカメラ (CCD カメラを除く) を用いた天体撮影
- 2 ライセンスA所持者が利用できる望遠鏡機材は、次のとおりとする。
  - (1) 市民観察室設置望遠鏡(①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥)
  - (2) 各望遠鏡用接眼鏡(アイピース)一式
  - (3) 各望遠鏡用移動式制御装置
  - (4) カメラボディ
  - (5) カメラレンズ
  - (6) 各望遠鏡撮影用機材 (アダプター・アタッチメント・フィルター等) 一式

## 第5条 (ライセンス B)

- 1 第3条のライセンスBは、次に掲げる目的で利用できる資格とする。
- (1) 前条第1項に掲げる目的
- (2) 望遠鏡本体に取り付けた冷却 CCD カメラを用いた天体撮影

- 2 ライセンスB所持者が利用できる望遠鏡機材は、次のとおりとする。
  - (1) 市民観察室設置望遠鏡(①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥)
  - (2) 各望遠鏡用接眼鏡(アイピース)一式
  - (3) 各望遠鏡用移動式制御装置
  - (4) カメラボディ
  - (5) カメラレンズ
  - (6) 各望遠鏡撮影用機材 (アダプター・アタッチメント・フィルター等) 一式
  - (7) 冷却 CCD カメラ機材一式

#### 第6条(望遠鏡利用ライセンスの取得条件)

- 1 望遠鏡利用ライセンスを取得するための条件は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) ライセンスA
  - (ア) 天文台が実施する「望遠鏡利用資格講習会(ライセンスA)(以下「講習会A」という。)を受講し、実技試験に合格すること
  - (イ) 本規約を遵守することについて同意すること
- (2) ライセンスB
  - (ア) ライセンスAを所持していること
  - (イ) 冷却CCDの基本的な仕組みを理解し、組み立て操作ができること
  - (ウ) 仙台市天文台が実施する「望遠鏡利用資格講習会(ライセンスB)(以下「講習会B」という。)を受講し、 実技試験に合格すること
  - (エ) 本規約を遵守することについて同意すること
- 2 前項各号に規定する講習会の開催日及び内容は、天文台長が別に定める。

### 第7条(望遠鏡利用ライセンス証の交付)

天文台長は、前条第1項に規定する条件を満たした者に、該当する望遠鏡利用ライセンス証を交付する。

### 第8条(望遠鏡利用ライセンスの登録)

望遠鏡利用ライセンス証を交付された者は、望遠鏡利用ライセンス登録カードに必要事項を記入し、登録を受けなければならない。また、登録内容に変更が生じた場合は、天文台長に速やかに変更を届け出なければならない。

## 第9条(望遠鏡利用ライセンスの更新)

望遠鏡利用ライセンスの更新は、望遠鏡利用ライセンス取得日から1年の間ごとに、1回以上、第22条に規定する望遠鏡利用者連絡会(以下「ユーザーズミーティング」という。)に参加した場合に有効期限の一年延長を認める。第10条(望遠鏡利用ライセンスの停止)

天文台長は、次のいずれかの場合、望遠鏡利用ライセンスを6か月間停止することができる。

- (1) 第12条第3項に反した場合
- (2) 所持する望遠鏡利用ライセンスで利用を認められていない望遠鏡機材を利用した場合
- (3) 他の利用者に対して迷惑行為を行った場合
- (4) 望遠鏡機材を紛失又は故意に故障若しくは破損させた場合
- (5) 望遠鏡機材及び利用者の安全に関する天文台職員の指示に反する行為を行った場合

### 第11条(望遠鏡利用ライセンスの取消)

天文台長は、次のいずれかに該当する場合は、望遠鏡利用ライセンスを取り消すことができる。

- (1) 第10条の各号に掲げる行為を重ねて行った場合
- (2) 第9条に規定する望遠鏡利用ライセンスの更新手続きを行わなかった場合
- (3) 望遠鏡利用ライセンス所持者自らが取り消しを申し出た場合

## 第3章 占有利用

## 第12条(占有利用の条件)

- 1 占有利用できる者は、仙台市天文台条例(以下「条例」という。)第5条第1項に規定する使用許可(以下「使用許可」という。)を受け、かつ、本規約を遵守することに同意した者とする。
- 2 占有利用に際しては、利用者の中に望遠鏡利用ライセンス所持者がいなければならない。

- 3 望遠鏡機材の操作は、望遠鏡利用ライセンス所持者が必ずこれを行わなければならない。望遠鏡利用ライセンス を有しない者が操作しようとした場合、利用を共に行う望遠鏡利用ライセンス所持者は、これを制止しなければ ならない。
- 4 前条の規定にかかわらず、望遠鏡への冷却 CCD カメラの着脱は、天文台職員が行うものとし、天文台職員以外 の者にはこれを認めない。

#### 第13条(占有利用日等)

- 1 占用利用日は、毎週土曜日及び天文台長が指定する日とする。
- 2 占有利用するこができる時間は、貸出日の 17:00 ~ 22:15 とする。
- 3 天文台長は、特別の事由があると認められる場合は、前項に規定する時間以外の占有利用を認めることができる。

## 第14条(占有利用の人数)

- 1 占有利用の人数は、利用申請者を含めて望遠鏡1台につき3名までとする。
- 2 天文台長は、特別の事由があると認められる場合は、前項の規定を超える利用人数を認めることができる。

## 第15条(観察時の居室の利用)

- 1 占有利用を行う者は、観察時に仙台市天文台3階の「観察室」、「制御室」、「観察デッキ」、「観察待機室」、「男女トイレ」及び「給湯室」を利用できるものとする。
- 2 前項に規定する各室の利用時間は、使用許可を受けた時間帯とする。
- 3 第1項に規定する各室の利用にあたっては、室内及び備品に汚損等のないようにし、退室時に利用者が利用開始 時の状態に復するものとする。

#### 第16条(占有利用の予約)

- 1 占有利用の予約は、望遠鏡利用ライセンス所持者のみがこれを行うことができる。
- 2 占有利用の予約の手続は、天文台長が別に定める。

## 第17条(占有利用の申込・審査・許可)

- 1 占有利用の予約者は、仙台市天文台条例施行規則(以下「規則」という。)第8条第1項及び2項の規定に基づき、 占有利用日当日に占有利用の申込を行うものとする。
- 2 天文台長は、前項の申込があった場合に、次の項目を審査する。
  - (1) 望遠鏡利用ライセンス所持の状況
  - (2) 利用日時
  - (3) 利用設備及び機器
  - (4) 利用人数
- 3 天文台長は、前項の審査の結果、適当と認める場合は規則第8条第3項に規定する使用許可証を交付するものと する。
- 4 使用許可を受けた者は、使用許可を受けた範囲において占有利用ができる。

## 第 18 条 (使用責任)

- 1 占有利用者は、その終了にあたり、望遠鏡機材を原状回復するとともに、天文台職員による占有利用終了確認を受けなければならない。
- 2 占有利用時における望遠鏡機材の破損、紛失等の事故については、使用許可を受けた者がその責を負うものとする。ただし、占有利用者の責めに帰すべき事由に該当しないと認められる場合はこの限りでない。

## 第19条(占有利用の中止)

- 1 次のいずれかの場合、占有利用を直ちに中止し、天文台職員の指示に従わなければならない。
  - (1) 降雨又は降雪が始まった場合
  - (2) 雪や雨などが嵐に乗って飛ばされてきた場合
  - (3) 湿度が95%を超えた場合
  - (4) 風速が15m毎秒を超えた場合
  - (5) 落雷の危険がある場合
  - (6) その他, 天文台職員から占有利用の中止の指示があった場合
- 2 スライディングルーフを開けて観測準備を行った場合は、その日の占有利用は行われたものとみなす。また、悪天候等の理由で占有利用が行えなかった日についての振替日の設定は行わない。

3 突発的な天文現象が起きた場合に、占有利用時間の一部又は全部を、天文台の観測のために使用する場合は、占有利用者と天文台が協議の上、占有利用日を振替えるものとする。

### 第20条(使用料)

- 1 占有利用の使用料については条例別表第二に規定するとおりとする。
- 2 使用料の減免については、仙台市天文台管理運営要綱第7条に規定するとおりとする。

#### 第21条(著作権)

- 1 占有利用者が望遠鏡機材で撮影した写真・映像・画像等は、撮影者及び仙台市が著作権を有し、仙台市及び仙台 市天文台が教育や市民へのサービス提供を目的として利用する場合は、著作者の個別の承諾なく、当該著作物を 無償で使用することができるものとする。
- 2 占有利用者は、望遠鏡機材で撮影した写真・映像・画像等の使用にあたっては、次の基準に従わなければならない。

使用方法	使用の可否	使用条件
私的かつ著作権を失わない範囲で利用する。	可	天文台のクレジットを表記すること
私的だが、著作権を失う可能性のある利用をする。	不可	
研究目的で利用する。	可	天文台のクレジットを表記 <b>す</b> ること
営利を目的として利用する。	不可	

3 前項表中の天文台のクレジットの表記方法は、原則として「写真提供:仙台市天文台」とする。

## 第4章 望遠鏡利用者連絡会 (ユーザーズミーティング)

第22条(ユーザーズミーティング)

- 1 望遠鏡利用ライセンス所持者の望遠鏡に関する技術向上等を図るため、ユーザーズミーティングを開催する。
- 2 ユーザーズミーティングの内容は主として次のようなものとする。
  - (1) 望遠鏡機材の現状
  - (2) 望遠鏡機材の利用方法に関する変更事項等
  - (3) 仙台市天文台に対する要望. 意見等の交換
  - (4) その他、望遠鏡利用ライセンス所持者に周知すべき事項
  - (5) 望遠鏡機材の利用に関する技術研修
- 3 ユーザーズミーティングは、年間4回開催する。ただし、必要があると認める場合はこの限りでない。
- 4 ユーザーズミーティングの開催日については、天文台長が別に定める。

#### 第23条(実施細目)

この規約の実施細目は,天文台長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年12月6日から施行する。

平成26年9月12日一部修正。

平成30年5月9日一部修正。

## 4 仙台市天文台望遠鏡活用指針

仙台市天文台のミッションを前提とし、市民に開かれた天文台としての伝統と、新天文台の望遠鏡利用を促進するために、社会教育施設としての啓発レベルから、学術研究にも耐えうるレベルまでの幅広い観測要望に応じられるようにする。

具体的な活用内容等は下表の通り。

なお、仙台市天文台における「観測」を以下のように定義する。

『観測とは、天体や宇宙の理解を深めるために、目的と計画を持って天体データ(画像等)を取得し、解析や科学的な考察を加えた結果を報告・発表・公開する一連の作業をいう。』

## 【利用者分類凡例】

- ・市民A→一般的な関心を持つ市民。マスコミ報道によって関心を持った市民。
- ・市民B→継続的な関心を持つ市民。初心者から愛好者までの天文ファン。
- ・市民C→高い関心を持ち、自主的に活動をしている市民。サークル・天文クラブ員。
- ・市民D→指導者, 研究者。

※新天文台望遠鏡仕様等検討委員会作成「新天文台大型望遠鏡の仕様等に関する報告書(2003年8月)」より引用

### 【望遠鏡分類凡例】

- ・小望遠鏡→移動可能な汎用型望遠鏡。仙台市天文台には高橋製作所製 10cm屈折望遠鏡がある。
- ・中望遠鏡→設置型望遠鏡。仙台市天文台では市民観察室及び移動天文車べガ号設置の望遠鏡を想定する。
- ・ひとみ望遠鏡→口径 1.3m の反射式望遠鏡。

## 利用者分類別の望遠鏡活用事例

		機材	事業事例			場所
		120 173	テネチリ	73 %	ים די וויים	-90 771
	要	ひとみ望遠鏡	一般観望会 (サタ☆スタ)	一般	天体観望	観測室
	要	ひとみ望遠鏡	大型望 <b>遠</b> 鏡案内	一般	ひとみ望遠鏡の見学	観測室
	要	ひとみ望遠鏡	幼児団体向け望遠鏡案内	保育園·所,幼稚園	ひと <b>み</b> 望遠鏡の見学	観測室
	要	   ひとみ <b>望遠</b> 鏡	小学校4年生天文台学習(望遠 鏡案内)	小学校	ひとみ望遠鏡見学・晴天時天体観望	  観測室 
市民 A	要	ひとみ望遠鏡	小学校6年生天文台学習(望遠 鏡案内)	小学校	ひとみ望遠鏡見学・晴天時天体観望	観測室
	要	小中望遠鏡	移動天文台(ベガ号観望会)	— 般	公園等の地域出張観望会	地域(天文台外)
	要	小中望遠鏡	<b>特</b> 別観望会	— 般	天文現象の観望	天文台各室
	要	中望遠鏡	中学校天文台学習(望遠鏡学習)	中学校	観察室での太陽観察等	観察室
	付	小望遠鏡	サポーター / 連携団体観望会	一般	サタ☆スタ時のキャノピー前観望会	キャノピー前
	付	小望遠鏡	初心者のため <b>の望遠</b> 鏡講座	児童(親子)	小型望遠鏡の操作・観望	学習室等
	$\equiv$					
	要	ひとみ望遠鏡	ひとみ望遠鏡体験観測会	中学生, 高校生, 一般	ひとみ望遠鏡での観望・記念撮像	観測室
	要	ひとみ望遠鏡	イン <b>タ</b> ーネット観測体験会	小学校,中 <b>学</b> 校	インターネ <b>ッ</b> ト操 <b>作</b> (年 1 <b>校程</b> 度)	観測室
市民	要	中 <b>望遠</b> 鏡	観察室 <b>望遠</b> 鏡貸出(講 <b>習</b> )	ライセンスAユーザー	中型 <b>(</b> 観察室 <b>)望遠</b> 鏡講習・貸出	観察室
B	要	中望遠鏡	学生望遠鏡貸出	小学生, 中学生, 高校生	ライセンスAユーザー同伴での観察	観察室
	要	小望遠鏡	小型望遠鏡貸出	許可者	講習修了者への小型望遠鏡貸出	地域(天文台外)
	要	小中望遠鏡	<b>小</b> 中学校教員養成講 <b>習</b>	教職員	望遠鏡取り扱い操作講習	観察室等
	$\equiv$					
	要	ひとみ <b>望遠</b> 鏡	市民観測員育成講習(観測提案講習等)	市民観測員希望者	大型望遠鏡操作・観測提案書講習等	観測室等
市民 C	付	ひとみ望遠鏡等	天文学者体験観測「もし天」等	大学(高校生)	東北大・天文専攻等との企画	天文台各室
	要	中望遠鏡	望遠鏡+冷却 CCD カメラ貸出 (講習)	ライセンスBユーザー	中型 (観察室) 望遠鏡貸出	観察室
市民	要	ひとみ望遠鏡	市民観測員観測	プロポーザル提案認定者	プロポーザル内容に基づく観測	観測室
D	要	ひとみ望遠鏡	共同研究観測	プロポーザル提案 認定者	プロポーザル内容に基づく観測	観測室
			7 - 7 / 10 m / 10 m / 11 m / 12 m / 1			60 Yulda
連携	要	ひとみ望遠鏡	委託観測(提案共同観測)	認定研究者・団体	提案内容に基づく観測	観測室
	付	ひとみ望遠鏡他	開発研究(提案共同開発·測定 <b>)</b>	認定団体・企業	提案内容に基づく観測	観測室等
XH C		フトト・ファナ日へ主人立力し	エナハフカ… フ知測	7.27	Ċ된 모드 TTD WEBS	知识宣传
独自	要	ひとみ望遠鏡他	天文台スタッフ観測	スタッフ	広報,展示,研究,機器開 <b>発</b> 等	観測室等

※ 要:要求水準で実施(モニタリング)が求められているもの

付:要求にはないが付帯的に行うもの

# 5 仙台市天文台運営協議会委員

(任期:令和2年4月1日から令和4年3月31日まで)

氏 名	所属・役職名	
øgèrs sampē 秋山 正幸	東北大学大学院理学研究科 教授	新任
くどう よしゅき 工藤 良幸	仙台市小学校教育研究会理科研究部会 副会長 仙台市立南光台東小学校 校長	新任
<sup>〈3ዮなぎ</sup> 黒柳 あずみ	東北大学総合学術博物館 助教	新任
こんの ひろもと 今野 広元	仙台市PTA協議会 副会長	再任
* とう じゅんいち 佐藤 淳一	仙台市中学校教育研究会理科研究部会 顧問 仙台市立錦ケ丘中学校 校長	新任
BA 留美子	(株東北地域環境研究室 専務取締役	再任
たむら けいこ 田村 恵子	フリーアナウンサー	新任
なかぉ ゆ み こ 中尾 優美子	(公財)仙台観光国際協会 コンベンション事業部 コンベンション推進課 係長	再任
中村 伊知郎	宮城県高等学校理科研究会地学部会 宮城県宮城広瀬高等学校 教諭	新任
にしやま しょうご 西山 正吾	宮城教育大学理科教育講座 <b>准教</b> 授	新任

(敬称略・五十音順)

## 6 株式会社仙台天文サービスについて

仙台市天文台は、仙台市(※ 1)が行う P F I (※ 2)方式による公共事業として株式会社仙台天文サービスによって整備・維持管理・運営が行われている。

株式会社仙台天文サービスは、このPFI事業を推進するために設置された特別目的会社(SPC(※3))である。

- ※1 仙台市は、仙台市天文台の設置者。
- ※2 PFI (Private Finance Initiative) 方式とは、公共事業を実施するための手法の一つで、地方公共団体が 発注者となり民間の資金とノウハウを活用して事業を行うこと。

## SPC構成企業と役割

・伊藤忠商事株式会社 (ITC) ⇒代表企業・プロジェクトマネジャー・ヘルプデスク

上田

恵

・株式会社NTTファシリティーズ(NTT-F) ⇒設計・望遠鏡・維持管理・株式会社五藤光学研究所(GOTO) ⇒運営・プラネタリウム

・株式会社トータルメディア開発研究所 (TM) ⇒展示・運営協力

・戸田建設株式会社(TD) ⇒建設・株式会社橋本店(橋本) ⇒建設

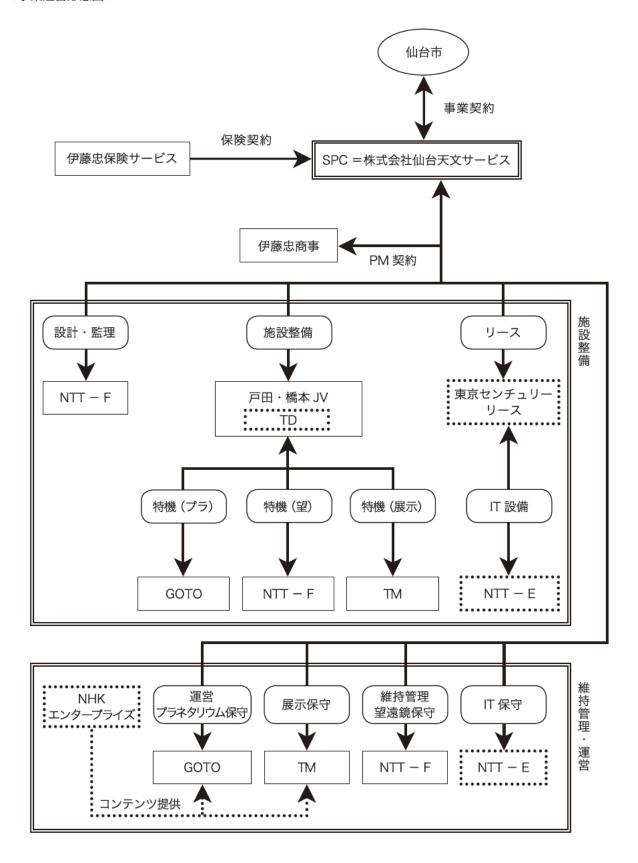
### SPC協力企業

・運営担当部長

- ・東日本電信電話株式会社 (NTT-E)
- ・株式会社NHKエンタープライズ

## SPC構成員(2021年3月31日現在)

・代表取締役 和泉 宏典 ・取締役 藤田 耕一郎 佐藤 敦 上田 恵 牛村 守 ・監査役 八幡 圭輔 ・プロジェクトマネジャー 六車 信義 ・ヘルプデスク 利廣 船田



## 関係者協議会

- SPC -仙台市間の最終意思決定機関
- ○事業推進部会での決定事項を SPC と 仙台市間で最終承認する機関





## 事業推進部会

- SPC -仙台市間における協議体で、 本プロジェクト推進にあたり仙台市と 協議が必要な課題につき協議・解決を 図る機関
- ○同部会出席メンバーは、SPC部会出席 メンバーを中心として年1-2回開催



## SPC 部会

- ○調整会議にて各企業間の利害が一致せず未解決となった課題の解決を図る会議体
- ○同部会出席メンバーは、各企業同士間の意見調整や担当企業の内部調整が行える「SPC人格」にて構成
- ○同会議の決定事項は調整会議にもフィードバックされる



#### 調整会議

- ○現地天文台の日常における運営・維持 管理等の課題につき、協議解決を図る 会議体
- ○同会議出席メンバーは SPC 各社から 派遣されている「現地スタッフ」を中心 に構成され、1-2か月毎、定期的に天 文台で開催





### ガバナンス会議

- ○所属組織の異なる職員で運営される天文台の施設運営のあり方等を協議し、取り決めを目的とする会議体
- ○同会議出席メンバーは台長, HD, 運営マネジャー(兼副台長), 維持管理マネジャーにて構成され, 各構成員 の発議により開催



<仙台市天文台スタッフ>

# 仙台市天文台年報 第13号

2021年6月30日 発行

編集発行 仙台市天文台

〒 989-3123

仙台市青葉区錦ケ丘9丁目 29-32

TEL 022-391-1300 FAX 022-391-1301

URL www.sendai-astro.jp

北緯 38°15′22″99 東経 140°45′18″56

標高 165m

印 刷 今野印刷株式会社

